

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	(株) 福富建築設計事務所	茨城県古河市松並 1 - 2 1 - 2 4	
2. 指名停止措置期間	令和8年4月6日から令和8年6月5日まで (2か月)		
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する委託業務等		
4. 事実概要	(株) 福富建築設計事務所は、茨城県警察本部で実施された交番改修工事に伴う実施設計業務委託の指名競争入札において落札者となったが、人員の確保ができないことを理由に契約締結を辞退した。		
5. 指名停止理由	<p>このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」(平成17年稲敷市告示第2号)(以下「規程」という。)別表第3第18号「不正又は不誠実な行為」に該当する。</p> <p>(稲敷市契約事務等に関する規程別表第3) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>		
	措置要件	期間	
	1~17 (略)		
	<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>18 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に 関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p> <p>19 (略)</p>	当該認定をした日から1か月以上9か月以内	